

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

当金庫では、当金庫職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするとともに、地域の若年者に対する職業訓練等を推進し、次世代の育成を支援するため、次のように行動計画を策定しております。

記

1. 計画期間 平成27年4月から平成32年3月までの5年間

2. 内 容

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1

○計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

男性 休暇を含め、年に1人以上とする。

女性 取得率を75%以上とする。

<対策>平成27年4月以降

イ. 管理職を対象として、教育・周知を行う。

ロ. 人事担当者によるヒヤリングと説明を行う。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標2

○所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>平成27年4月以降

イ. 原則週1回の定時終業日の実施

ロ. 計画的年次有給休暇管理表の作成と管理

(3) その他の次世代育成支援対策に関する事項

目標3

○家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育講座等を開催する。

<対策>平成27年4月以降

イ. 教育委員会等と連携して、希望者を対象に家庭教育講座等を開催する。

目標4

○若年者に対する職業訓練の推進

<対策>平成27年4月以降

イ. 地域内の学校(小・中・高)と連携し、マナー講座を開催する。

以 上

本件に関するお問い合わせ

人事部 人事厚生課

電話:0796-23-1200(代表)